いじめ発生

【いじめ対応の基本的な流れ（詳細）】

➊

担任、副担任、学年主任、

教科担任、部活動顧問　等

本人以外の生徒や

保護者等からの

情報提供

本人以外からの訴え等に

よる発見

　　　●本人以外の生徒や保護者等からの情報

　　　【記録用紙①－１】→　第１次判断・第１回いじめ対策会議の資料にする

　　　　⑴　具体的な事実（５Ｗ１Ｈ）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）

　　　　⑵　学校が、本人に対しての聴き取り等の対応を行うことの了承を、情報提供者から得る

　　　　　★　寄せられた情報について、被害生徒が行為を知らない場合、「いじめ類似行為」として対応

担任、副担任、学年主任、

教科担任、部活動顧問　等

アンケート

からの発見

➊ アンケートからの発見

　　　　　　●回収したアンケート用紙の確認・取扱

　　　　　　　⑴　回収当日に複数の教職員でアンケートの記載内容を確認し、訴えや疑いのあるものをいじめ対策推進教員に報告する

　　　　　　　⑵　回収したアンケート用紙を、すべて管理職に提出する

　　　　　　　⑶　回収したアンケート用紙を、少なくとも５年間保存する

担任、副担任、

学年主任、教科担任、

部活動顧問　等

被害が疑われる

生徒(Ａ)からの訴え

➊

本人からの訴え等に

よる発見（事実確認Ｉ）

　　　　　　　　　●いじめ被害が疑われる生徒（Ａ）からの聴き取り

（教職員等が発見した後、本人から聴き取る場合も含む）

　　　　　　　　　【記録用紙①－１】→　第１次判断・第１回いじめ対策会議の資料にする

　　　　　　　　　　⑴　より具体的な事実（５Ｗ１Ｈ）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）

　　　　　　　　　　⑵　被害行為について、どう感じたか（思っているか）を聴き取る

　　　　　　　　　　⑶　被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る

　　　　　　　　　　⑷　「必ず(徹底して)守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる

　　　　　　　　　　⑸　加害が疑われる生徒（Ｂ）から聴き取り等、対応を行うことの確認をする

　　　　　　　　　　⑹　Ａ保護者に連絡することの了承を得る

　　　　　　　　　　⑺　ＡがＢへの対応やＡ保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る。Ａが保護者連絡を頑なに拒んだ場合であっても、**⑥**において、学校が保護者へ連絡し、Ａが保護者連絡を拒んでいることを含めて報告する

➋ 報告、情報共有

管理職

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、

教科担任、部活動顧問　等

　　　●いじめが疑われる情報の報告、集約、共有

　　　【記録用紙①－１、①－２】

　　　　⑴　いじめを発見した教職員は、いじめ対策推進教員に、即日報告する

　　　　⑵　報告を受けたいじめ対策推進教員は、いじめを発見した教職員とともに、管理職に、即日報告する

管理職、いじめ対策推進教員、担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問　等

❸ 第１次判断

　　　　　　●　管理職まで報告した場で校長（管理職）が第１次判断を行う（校長の不在時に対応が遅れないように校内体制を整えておく）

【記録用紙①－１、①－２】

　　　　　　　⑴　学校が把握した内容について、当該生徒が苦痛を訴えていたり、一般的に捉えて苦痛を感じる蓋然性が高い事案であったりした場合には、校長（管理職）が「いじめの疑いあり」と第１次判断する。　※「いじめの疑いあり」と判断した日を認知日とすること

　　　　　　　⑵　第1次判断直後、以下について検討等を行う

　　　　　　　　①　第1次判断直後、その日のうちに行うことの検討

訴えや発見のあった当日

　　　　　　　　　・　Ａの安全を確保する

　　　　　　　　　・　Ａの現状（心身、欠席等）から、重大事態の疑いの有無を検討する

　　　　　　　　　・　Ａから詳細な聴き取りの必要性を検討する

　　　　　　　　　・　関わりが深い教職員と情報共有する

【ネットトラブルに対する学校の対応】

・誹謗中傷のメッセージ等

　　　　　　　➡　証拠画面の保存

・児童ポルノ禁止法に抵触する疑い

のある画像　➡　警察への通報・相談

　　　　　　　　　・　Ａ保護者への連絡の見通しをもつ

　　　　　　　　②　第１回いじめ対策会議の開催の計画

　　　　　　　　　・　即日（または翌日）の開催を計画する

　　　　　　　　　・　会議での検討内容の見通しをもつ

　　　　　　　　③　ＳＣ・ＳＳＷの活用、前籍校や右記の警察

との連携の必要性を判断

いじめ被害が疑

われる生徒(Ａ)、関係生徒

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、

教科担任、部活動顧問　等

❹

事実確認Ⅱ

(被害生徒(Ａ)や関係生徒からの聴き取り)

　　　　　　●本人以外からの訴えやアンケートからの発見の場合は、いじめ被害が疑われる生徒（Ａ）や関係生徒から、複数で聴き取りを行う

　　　　　　【記録用紙①－１】→　第１回いじめ対策会議の資料にする

　　　　　　　※**「➊本人からの訴え等による発見」**のいじめ被害が疑われる生徒（Ａ）からの聴き取りに不十分な点がある場合には、再度聴き取りを行う

❺ 第１回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

　　　　　　●いじめ被害が疑われる生徒（Ａ）への支援方針、その保護者への連絡方法や、加害が疑われる生徒（Ｂ）からの聴き取り方法等の具体的検討

　　　　　　【記録用紙①－１、①－２、②、③】

　　　　　　　⑴　事案内容を共有する

　　　　　　　　・　Ａからの聴き取り内容等

　　　　　　　　・　Ａの現在のようす

　　　　　　　　・　事実確認の際に確認できた今後の学校の対応に対するＡの考え

　　　　　　　　・　Ａの現状（心身、欠席等）から、重大事態の疑い有無の判断結果の共有

　　　　　　　⑵　Ａへの支援方針やＢや関係生徒（観衆や傍観者）への聴き取り方法を検討する

　　　　　　　　　　※重大事態に至らせないための対応策を検討する。（座席・動線の配慮、別室対応等：対応の遅れによっても重大事態に発展する可能性があることに留意すること）

　　　　　　　　　　※ＡがＢへの対応を拒んだ場合のＡへの支援方針を検討する（Ａの不安の軽減策など）

　　　　　　　　　　※ＳＣ・ＳＳＷの活用、前籍校や警察との連携の必要性を判断する

　　　　　　　⑶　Ａ保護者への連絡方法、内容を検討・整理する

担任、副担任、

学年主任　等

（管理職）

Ａの保護者、

関係生徒の保護者

❻

被害生徒(Ａ)の保護者への連絡

　 ※関係生徒から聴き取りを行った場合、保護者連絡を行う

　　　　　　●Ａ保護者にＡから聴き取った内容と学校の支援方針を伝え、Ａ保護者の意向や要望を聴く

　　　　　　【記録用紙③】→対策会議で検討した保護者への連絡方法を、事前に整理する

　　　　　　　⑴　Ａから聴き取りを行った日のうちに、Ａ保護者に連絡する

　　　　　　　　・　Ａから聴き取った内容を伝え、その内容に対するＡ保護者の反応を聴き取る

　　　　　　　　　★「いじめ」という言葉を使わず、支援、連絡できる

　　　　　　　　・　Ａに対する学校の支援方針を伝え、その方針に対するＡ保護者の反応を聴き取る

　　　　　　　　・　Ａの見守りをＡ保護者に依頼する（Ａ保護者への支援）

　　　　　　　⑵　連絡後、Ａ保護者の反応から、重大事態の疑いを検討する

❼ 全教職員への共有

管理職、いじめ対策推進教員

学年主任、等

全教職員

●　第１次判断翌日の職員朝会や校務支援システム（回覧板）等により、全教職員に早期に共有を行う

　　　　　　　⑴　対応途中でも、現状を全教職員に共有

　　　　　　　⑵　重大事態の疑いの判断結果の共有

　　　　　　　⑶　些細と思われる場合でも、より多くの情報を集めることの共有

　　　　　　　⑷　Ａの安心感につなげるため、校内では全教職員がＡと関係生徒を見守る意識の共有

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、

教科担任、部活動顧問　等

いじめ加害が疑

われる生徒(Ｂ)、関係生徒

❽

事実確認Ⅲ

(加害生徒(Ｂ)や関係生徒からの聴き取り)

　　　　●加害が疑われる生徒（Ｂ）からの聴き取り

　　　　【記録用紙①－１】→　第２回いじめ対策会議の資料にする

　　　　⑴　複数で対応する

　　　　　⑵　その場では指導を行わず、中立の立場で、聴き取りに徹する

　　　　　⑶　具体的な事実（５Ｗ１Ｈ）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）

　　　　　⑷　Ａが訴えたこととの相違点について、確認する

　　　　　⑸　加害行為に至った背景や心情（原因や動機）を十分に聴き取る。Ｂが、Ａが行った行為が原因である旨を述べた場合は、相互認知の可能性を考慮する

　　　　　⑹　Ａに対する思いを聴き取る

　　　　　⑺　Ｂにいじめを止めさせる（指導は方針を検討してから）

　　　　●関係生徒（観衆や傍観者）からの聴き取り

　　　　【記録用紙①－１】→　第２回いじめ対策会議の資料にする

　　　　　⑴　複数で対応する

　　　　　⑵　観衆や傍観者であったことを責めず、ＡやＢを救う立場として、聴き取る

　　　　　⑶　関係生徒から具体的な事実（５Ｗ１Ｈ）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）

　　　　　⑷　Ａが訴えたこととＢなどから聴き取ったことの相違点について、確認する

❾ 第２回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

　　　　　　●いじめ加害が疑われる生徒（Ｂ）への指導方針、その保護者への連絡方法や被害が疑われる生徒（Ａ）の支援方針等の具体的検討

　　　　　　【記録用紙①－１、①－２、③、④】

　　　　　　　⑴　事案内容の共有

　　　　　　　　・　Ｂや関係生徒（観衆や傍観者）からの聴き取り内容等

　　　　　　　　・　Ｂの現在のようす

　　　　　　　⑵　いじめ認知の判断

　　　　　　　　　いじめ被害の訴えがあり、Ａ、Ｂ、関係生徒への聴き取り等の対応をした結果、ア～ウのように分類し、その後の対応につなげる

　　　　　　　　　ア「いじめ行為あり」

　　　　　　　　　　・　Ｂが、いじめ行為を認めた場合

　　　　　　　　　　・　関係生徒から、いじめ行為を確認できた場合

　　　　　　　　　イ「いじめの疑い」のまま

　　　　　　　　　　(ア)　Ａからの訴えあり

　　　　　　　　　　　・　Ｂがいじめ行為を認めず、関係生徒からもいじめ行為が確認できない場合

　　　　　　　　　　　・　ＡがＢや関係生徒からの聴き取り等の対応を拒み続けている場合

　　　　　　　　　　　・　加害生徒が特定できない場合

　　　　　　　　　　(イ)　Ａからの訴えなし

　　　　　　　　　　　・　関係生徒や保護者等から、いじめ被害の通報があり、Ａに確認したところ、Ｂによる行為があったことは認めたものの、Ａが心身の苦痛を訴えていない場合（限定的解釈の防止）

　　　　　　　　　ウ「いじめ類似行為」

　　　　　　　　　　　・　保護者や関係生徒等から、いじめ被害の訴えがあり、Ａがいじめ被害を知らない場合

　　　　　　　　　　　　※　対応手順に注意し、Ａに事案内容を伝えるかどうかについて、Ａ保護者の意向を確認したうえで、対応策を検討する

　　　　　　　　　エ「加・被相互認知」

　　　　　　　　　　・　ＢがＡへのいじめ行為を行った背景や動機から、相互認知の必要性を判断

　　　　　　　　★いずれの場合も、「いじめ」と言う言葉を使わず、支援、指導、連絡、助言できる

　　　　　　　⑶　Ａの現状(心身、欠席等)やＡ保護者の反応から、重大事態の疑い有無の検討結果の共有

　　　　　　　⑷　Ａへの支援方針の再検討とＢへの指導方針の検討

　　　　　　　　※重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる

　　　　　　　　※Ｂに対するＳＣ、ＳＳＷの活用判断、外部機関との連携判断

　　　　　　　⑸　Ｂ保護者への連絡方法、内容の検討・整理

　　　　　　　⑹　全校・学年・学級への全体指導や未然防止の取組の検討

加害生徒(Ｂ)の保護者への連絡

※関係生徒から聴き取りを行った場合、保護者連絡を行う

担任、副担任、

学年主任　等

（管理職）

Ｂの保護者、

関係生徒の保護者

❿

　　　　　　●Ｂ保護者にＢから聴き取った内容と学校の指導方針を伝え、Ｂ保護者の意向や要望を聴く

　　　　　　【記録用紙③】

**ここまで７日以内**

　　　　　　　⑴　Ｂから聴き取りを行った日に、Ｂ保護者に連絡する（事案により面談を検討する）

　　　　　　　⑵　Ｂから聴き取った内容を伝え、その内容に対するＢ保護者の反応を聴き取る

　　　　　　　　★「いじめ」という言葉を使わず、指導、連絡、助言できる

　　　　　　　⑶　Ｂに対する学校の指導方針を伝え、指導への協力を依頼するとともに、その方針に対するＢ保護者の反応を聴き取る

　　　　　　　⑷　Ｂへの家庭における対応等について、Ｂ保護者と話し合う（Ｂ保護者への助言）

⓫ いじめ認知報告書（管理職作成）の提出

管理職

生徒指導課

**翌月**

**７日まで**

　　　●管理職が、いじめ認知報告書を作成し、生徒指導課に提出する

　　　【いじめ認知報告（様式１、２）】

　　　　⑴　様式１は提出不要であるが、必要に応じて適宜活用することができる

　　　　⑵　様式２（いじめ認知報告一覧表）を翌月７日までに生徒指導課にメールで提出する

　　　　⑶　対応に時間を要したり、遅れたりして、報告書を期限内に提出できない場合は、理由と提出の目途を生徒指導課に電話で連絡する

⓬ 対応(支援・指導・助言)の継続

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、

教科担任、部活動顧問　等

ＡとＡ保護者

ＢとＢ保護者

　　　●当該生徒（Ａ、Ｂ）等への支援・指導や当該保護者への連絡等の対応を、ＡやＢの現状や意向を把握し、組織で検討を重ねながら継続する

　　　　※**⑧⑩**における、Ｂ及びＢ保護者の受け止め等について、Ａ及びＡ保護者に報告する。

※Ａへの支援を、単なる「見守り」とせずに、定期的な面談ほか具体的な方法を検討する

　　　　※連絡の不足や遅れが、不安を生み、不安が不満・怒りへと変化することに留意する

　　　　※重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる

　　　【記録用紙⑤】

３カ月

目安

　　　≪対応の視点≫

　　　　⑴　面談による経過確認　　　　　　　　　　　⑵　ＳＣ・ＳＳＷとの連携

　　　　⑶　関係機関（警察、医療機関等）との連携　　⑷　前籍校や関係する他校との連携

⑸　ＳＮＳ教育プログラムの実施　　　　　　　⑹　全体指導の実施

⑺　生徒会活動との連携　　　　　　　　　　　⑻　ＰＴＡとの連携

⓭ いじめの解消判断

いじめ対策組織の構成員

　　●いじめの解消を組織で判断する

　　　【記録用紙⑥、いじめ認知報告一覧表（様式２）】

　　　　⑴　いじめが止んでから３か月を目安に、Ａ、Ａ保護者から面談等で確認したことを根拠に、いじめ対策組織で解消を判断する

　　　　⑵　Ａ、Ａ保護者から面談等で確認したところ、いじめが継続していた場合、Ｂのいじめを止めさせ、その日から３か月を目安に、同様に解消を判断する

　　　　⑶　「対応中」か「解消済」をいじめ認知報告書一覧表（様式２）に記載し、翌月７日までに、生徒指導課にメールで提出する